

- 1 公的年金は「保険制度」であること（様々な人生のリスクに対応するものであること）

公的年金は「保険制度」であること  
(様々な人生のリスクに対応するものであること)

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 公的年金は「**保険**」であり、「貯蓄」とは本質的に異なる。
- (2) 保険制度と貯蓄制度は、**長生きリスク**への対応（ヘッジ）が根本的に異なる。
- (3) 公的年金保険は、社会連帯の仕組みを利用し、政府が「公的」に運営する強制的な制度であるが故に、**民間保険ではカバーできない、生涯にわたる年金の支給**という終身での**手厚い保障**が実現できている。民間保険の場合、公的年金のように、国庫負担も入っており、実質的な価値を保障する保険に相当する終身年金の実現は不可能。
- (4) 公的年金保険は、高齢期の生活のためだけではなく、高齢期に至るまでの間に起こる病気や怪我（**障害年金**）、死亡（**遺族年金**）といった、**様々な人生のリスクに対応**している公的な「保険制度」である。
- (5) 公的年金保険で受給できる障害年金・遺族年金では、納付した保険料に比例した額（保険料＋利息）ではなく、一定水準の額が保証される。
- (6) 公的制度であるが故に、保険料による自助の備え（保険料拠出による比例原則による将来の年金権の確保）、あるいは共助の支え合い（厚生年金保険の再分配）だけではなく、**税金**の投入（基礎年金の国庫負担1/2）による公助を加え、**民間保険では実現できない給付水準**を達成出来ている。**保険料を納めないことは、この国庫負担による給付も失うことにつながる。**
- (7) **民間保険で約束されている将来の支給額は名目額**であり、**将来の実質額を保証している公的年金保険**とは性質・意味が全く異なる。
- (8) **公的年金保険と民間保険（自助努力）とが持つ役割の違い**を踏まえ、**両者を上手に組み合わせる**ことが基本である。

2 伝える際のポイント

- (i) 公的年金が「保険制度」であること、障害年金・遺族年金もあること  
公的年金保険は、**老齢（長生き）・障害・遺族（死亡）**という、生きていく上での**3つの大きなリスク**を「**保険**」という手段を通じて、**加入者間でリスク分散**していく一方、年金を必要とする人に、一定水準の年金を支給しようとする制度である。障害・遺族（死亡）という保険事故に対する給付であ

- 1 公的年金は「保険制度」であること（様々な人生のリスクに対応するものであること）

る**障害年金・遺族年金があることから分かるように、公的年金は「保険制度」**である。

## (ii) 保険とは何か

典型的な民間保険である傷害保険や火災保険を想起すれば容易に理解できるように（なお、社会保険である医療保険もその一例である）、**「保険」とは、皆が保険事故に遭うことを前提に自身の保険料に基づく「貯蓄+利子」を還付するものではなく、保険事故に遭わなかった人たちの保険料負担分も合わせて、保険事故に遭遇してしまった人に一定の給付をする仕組み**である。

公的年金保険がカバーする「老齢（一定の年齢に到達すること）」は、誰にでも起こることなので、一見「保険事故」ではないと考えられがちであるが、**公的年金は、民間のような貯蓄性商品では対応しきれない、「長生き」という「不確実性=リスク」への備えを目的とした「保険」**である。

## (iii) 老齢年金のこういった性質が「保険」なのか

公的年金保険は、約束した一定の額を生涯にわたりを支給する終身保険である。このいつまで長生きするかは本人にもわからないという点（=リスク、保険事故）をカバーすることが、公的年金が「保険制度」である所以である。**公的年金保険では、本人が思ったより早く亡くなる方もいれば、長く生きる方もいるという中で、長生きした人により長く、より多くの給付が支給される、という「保険」の仕組みをとっている。**

このような長生きに対するリスクは、民間会社が実現しうる企業規模や、任意の加入制度による運営、という仕組みの中では容易に受け止めることができない。公的年金保険では、年金を受給できる年齢に到達する前に亡くなったりした場合でも、民間保険商品（貯蓄性商品）のように死亡一時金を受け取ることはできない（貯蓄性商品ではない）ように設計する代わりに、生涯にわたる年金受給を保証している。このようなことが可能となるのは、公的年金保険が国により運営される「強制加入制度」だからである。なお、公的年金保険では、思ったより早く亡くなった方に扶養されていた家族を支えるための仕組みとして、遺族年金制度が設けられている。

## (iv) 障害年金、遺族年金の給付計算

**障害年金・遺族年金は、保険料を納付した期間が短くても、満額の基礎年金（約6万5千円/月）が、また、一定の期間（25年分）の保険料を納めたものとみなした厚生年金が支給される。**

## 1 公的年金は「保険制度」であること（様々な人生のリスクに対応するものであること）

このように短い期間の方にも一定の充実した年金を支給できるのは、公的年金が「保険制度」だからである。

### （v）国庫負担

**老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金には、その給付の1/2が国庫負担（税金、主に消費税）で賄われており、その額は令和2年度で約12兆円である。これにより、保険料に国庫負担を加えた給付水準を受け取ることができる。保険料を納めないことは、この国庫負担による給付も失うことにつながる。**

### （vi）名目と実質の違い

今、35歳の方が**民間保険**に入り、30年後の65歳から1千万円を受け取る契約をしたとする。この**1千万円は、今の価値で約束されたもの（名目価格）である**ので、物価が毎年1%ずつ伸びていったとすると、**30年後の世界では今の1千万円分の価値はない**。今1個100円のリンゴが、物価が1%ずつ30年続く世界では幾らになるか考えてみると、名目価値の意味を理解しやすい（答は、約135円）。

さらに、イメージしやすくするために別の例を挙げる。30年後の1千万円は、毎年物価が1%ずつ伸びる中では、今の価値で幾らになるかと計算すると（実質価値化）、約742万円（約74%）となる。

他方、**公的年金保険の場合**、例えば、モデル的な働き方をした男性には、30年後も、**実質価値で年185万円支給すると約束している**が、この実現のために、**将来の実際の年金額を物価などでスライドさせて、自動的に増やすことにしている**。従って、この約束された年185万円は**30年後にも今の185万円と同じ価値**である。なお、これを30年後の名目額（185万円を年1%で毎年改定して増額し続けた額）で示すと、約249万円（約1.7倍）となる。このように、公的年金保険では、民間保险的に表すのであれば、30年後の249万円を約束しているともいえる。

試みに、今30年後の1000万円を受け取る約束の民間保険商品分、すなわち今の価値で724万円分を、モデル年金だと何年間で受け取れるかを計算すると、概ね4年間で受け取れることになる。

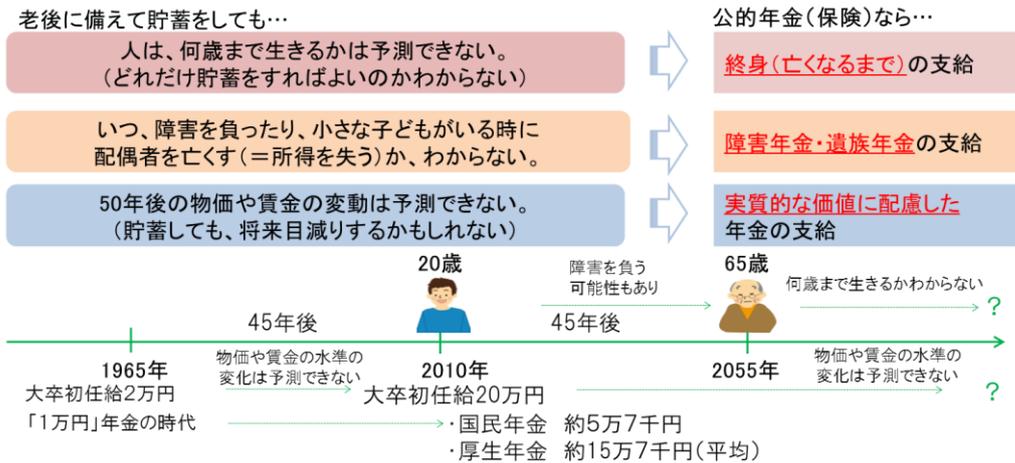
**公的年金保険が実質価値を約束していること、名目と実質の価値の違い**を理解できれば、公的年金保険の代わりに、自分で貯蓄しようとするのが如何に大変であるか理解できよう。しかも、貯蓄性の金融商品には取り崩しの限界がある。他方、公的年金保険は生涯支給される。

老後に備えていくためには、**公的年金保険から終身にわたり、実質価値の**

1 公的年金は「保険制度」であること（様々な人生のリスクに対応するものであること）

年金をしっかりと受け取り、自分で更に必用と思う額を民間保険や貯蓄性の金融商品などで上手く用意し両者を組み合わせていく、という基本の考え方をしっかりと抑えておくことがまずは大事であるといえよう。

### 公的年金制度の特徴



昔と今の物価

(出典) 小売物価統計調査

1965年 → 2010年	
鶏肉 100g	71.8円 → 129円(1.8倍)
牛乳 瓶1本	20円 → 114円(5.7倍)
カレーライス1皿	105円 → 742円(7.1倍)
コーヒー(喫茶店) 1杯	71.5円 → 411円(5.7倍)
ノートブック1冊	30円 → 144円(4.8倍)

一般に民間金融機関が販売する年金(金融商品)は、将来の物価上昇を考慮していない。（「将来、800万円を払います」など）

出典：厚生労働省資料を、公的年金保険研究会が一部修正

3 振り返り

- (1) 公的年金保険と民間保険にはどのような特徴の違いがあるか。
- (2) 公的年金保険へ保険料をしっかりと納めることでどのような安心が得られるか。
- (3) 公的年金保険と民間保険の特徴の違いを踏まえて、どのような組み合わせが良いと考えられるか。